

会議録

| | |
|---|--|
| 会議の名称 | 西東京市総合計画策定審議会第5回会議 |
| 開催日時 | 平成24年2月10日（金曜日）午後3時から午後5時まで |
| 開催場所 | 西東京市役所田無庁舎3階庁議室 |
| 出席者 | 奥田明子委員、小西和信委員、坂口利彦委員、篠通恵委員、蓮見一夫委員、濱野雅章委員、望月利將委員、横山順一郎委員、和田清美会長（50音順） 事務局：池田企画部長、森本企画政策課長、柴原財政課長、横田企画部主幹、藤沢企画政策課主査、富永企画政策課主査、佐野企画政策課主任 欠席：大河内一紀委員、小林和彦委員、山田治徳委員 |
| 議題 | 1 第4回審議会会議録の確認について 2 基本方針の策定について |
| 会議資料の名称 | 資料1（仮称）西東京市第2次総合計画策定のための基本方針（案） |
| 記録方法 | <input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録 |
| 会議内容 | |
| <p>○和田会長： 本日は、ご多忙の中お集まりいただき、ありがとうございます。定足数に達していますので、第5回西東京市総合計画策定審議会を開催します。事務局から配布資料の確認をお願いします。</p> <p>○事務局： 配布資料の確認</p> <p><u>議題1 第4回審議会会議録の確認について</u></p> <p>○和田会長： 第4回審議会会議録は昨日までに事務局に修正の連絡をいただいた事項を反映しておりますが、この場で、ご意見、訂正等はございませんか。</p> <p>○E委員： 訂正された部分がわからないのですが、お聞かせ頂けますか。</p> <p>○事務局： 修正箇所は1点ございます。5ページのI委員のご発言の部分について、二行目のワークショップで行う内容やテーマが気になりますという一文を、語尾を含めて訂正をさせていただきました。</p> <p>○和田会長：</p> | |

他に何かございますか。無いようであれば、第4回審議会会議録はこれで確定したいと思います。

○各委員：
了承。

議題2 基本方針の策定について

○和田会長：
続きまして、議題2基本方針の策定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：
資料1に沿って説明
関連事項

第2回の本審議会基本方針（案）についてのパブリックコメントを実施する旨の説明をいたしました。施策の体系にまで触れる内容とした場合の想定であり、今回の基本方針の策定にあたっては、これまでの議論も踏まえ、趣旨・計画構成・計画期間・検討体制等基本的事項についての内容となるため、実施しないこととさせていただきます。平成24年度には様々な市民参加をいただきながら基本構想・基本計画の策定をすすめ、中間のまとめの段階でパブリックコメントを実施したいと考えております。結果としましては、現行計画と同様の手続きとなります。

○和田会長：
ただいま、今回の答申事項となる基本方針（案）及び関連事項について、事務局より説明がありました。このことについてご質問やご意見、ご提案がありましたらお願いします。

○K委員：
3ページ目の「市民意識調査」のところですが、前回の意識調査がどのようなものなのか気になり、平成22年度分の報告書を見ましたが、全体で95ページとなっています。相当なコストを使っているが、そのわりにはポイントが何なのか分からないような編集であると思います。内容も部分的に専門的すぎるところもあり、見やすい部分と、そうでない部分とがあります。コストはかかるのかもしれませんが、レイアウトの工夫を考慮してもらいたいと思います。また、インターネットで見ようと思って検索をしたのですが、他の自治体も含め印刷しにくいものが多いです。静岡県のある小さな町の意識調査を見たら、3ページだけの簡単なもので、市民に分かり易いものとなっています。今回はそのような点について改善をお願いしたいと思います。

○事務局：
総合計画策定あたって実施している市民意識調査については、個別の分野での絞って、一定の具体的な結論を導き出そうというものに比べると、漠然とした印象はあると思います。総合計画における市民意識調査は、福祉から街づくり、緑、あるいは行政運営、市民への広報など、幅広い分野の中で、どの分野に市民の注目が比較的多く集まっているのか、あるいは逆に、ある程度すでに満足しているという部分がどのくらい集まっているのかという分布を眺めるような、そういう趣旨の調査になっておりまして、この結果を基にこういう事業をやりましょうといった類の調査にはなっておりません。確かに、これを見てどうするのかということがあまり明確でないのは事実だと思いますが、そもそも、そ

ういうねらいの調査ではないということがあります。ただ、ご指摘にあった点のうち、文章の中で数値を羅列しすぎて見づらい部分ですとか、結果これはどうなるといった、もう少し分かり易くできる部分の改善はできると思いますので、そこは工夫をしていきたいと思ひます。

○OK委員：

一般市民は、あの冊子を見ることはたぶん無いのではないかと思ひます。非常に見にくいと感じます。インターネットから印刷しようと思っても、何ページあるのかが良く分からない。ある小さな町の資料では、3ページに要約してあるものもあるので、そういう工夫が必要だと思ひます。印刷しにくいといったこともあります。そういうところの改善をお願いしたいと思ひます。

○和田会長：

ダイジェスト版などを作ることもひとつの方法だと思ひます。データは、どこがポイントなのかを分かり易く表現することが必要だと思ひます。

○事務局：

今のところダイジェスト版みたいなものは無いので、工夫できると思ひます。「見やすく、分かり易く」といった点を考慮して今後検討させていただきます。

○B委員：

総合計画の範囲なのかどうか分かりませんが、5ページ目の「8. 国の地方分権への対応」のところで、今後は1つのまちだけで良くなるということは難しく、例えば医療機関の計画などを考えると、もっと広域的な対応が必要となるのだと思ひます。総合計画を作成する時に、近隣市町村をある程度視野に入れておく必要があるのではないのでしょうか。責任を持って地方自治がやっていかなければいけないという表現になっていますが、近隣市町村を含めた広域的な点については、どのように考えているのか教えてください。

○事務局：

この基本方針のところではあまり触れてはいませんが、実際の個別計画を策定する中で、記述していこうと考えております。

○B委員：

図書館の分野を考えますと、市町村の図書館計画を考えた時に、地域間の連携あるいは都の図書館との連携などもあると思ひます。

○事務局：

今後、事務局で検討させていただきます。

○F委員：

5ページ目の「9. 各行政分野の個別計画との調整」のところで、地方自治法の改正により、基本構想に即して定めるとされている個別計画については策定義務がないというふうに表現されていますが、この意味と各個別計画との関係について、総合計画が個別計画を作る必要はないという理解となるのか、地方自治法の改正に伴う変更点について教えてください。

2点目は、方針（案）の文章全体が「～します。」など表現となっていますが、審議会か

らの答申では「…と思われます。」など、諮問に基づいた答申の表現に修正すべきだと思います。審議会の中では「必要と思われます」とか、「検討されたい」というような形となるのではないのでしょうか。

○事務局：

「地方自治法」の改正につきましては、これまで地方自治法で市町村は議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならないという条項がありました。これが無くなり、基本構想の策定義務が無くなったという話をしましたが、個別計画においては、委員が仰しゃるように、法に基づく策定義務がないものと、法に基づいて策定するものがあります。例えば、一例を挙げますと、市町村の地域福祉計画について、この計画策定は、基本構想に即して策定するとなっておりますが、拠り所となる基本構想の策定義務が無くなったことで、策定しなくて良いのかと言うと、そういうことにはならないと思います。その他の個別計画につきましても、同様に考えているところです。

それから、2つ目の基本方針（案）の文章表現についてのご指摘ですが、ご意見を踏まえて調整させていただきたいと思います。

○H委員：

3ページの「4. 新たな市民参加手法と意向の反映」のところですが、市民があまり熱心ではないような意味に読み取れます。根本的な理解が足りないためにこのような書き方となっているのではないのでしょうか。市民の自立に対する教育というようなものが何も無いことも原因ではないのでしょうか。市民参加は、あることが当然と思っているからそういう教育みたいなことをやらなくていいと思っているように感じます。

○和田会長：

H委員の発言の趣旨は、この3行目の参加者数の減少と固定化の部分を、もう少し変えた表現としたほうが良いということでしょうか。

○B委員：

市民の自治意識を高めるということ自体は、今のところ未発達だと思います。むしろ総合計画の中で、市の運営に関心が持てるような計画を立てていくことが大切で、そちらでその内容を反映していくと良いのではないかと思います。ここでは計画に対して、どれだけ市民の意見を吸い上げるか、その仕組みをどう作るかということだと思います。

○K委員：

参加者数が減少しているということですが、市報などを見ると、西東京市はすごく活発なように見えます。個別計画は基本計画と重複する部分もあるので、「参加者数は減少している」とまでは言わなくてもいいのではないかと思います。以前に比べれば参加者は増えているのではないかと感じています。

○事務局：

個別計画も計画策定に当り、様々な市民説明会を開催してご案内しておりますが、参加者が固定化されつつあることや、参加者数が伸びていかないことなどについての現状認識がありますので、更に多くの方にご参加いただくために無作為抽出という手法を検討しているところでございます。こういう現状について説明した部分となっております。

○和田会長：

では、表現の問題なのですかね。さらなる参加を目指し、というような形にしてはどうでしょうか。

○事務局：

これまでも、市民参加は積極的に取り組んできております。市としましては更なる市民参加の機会をつくりたいと考えております。

○和田会長：

より幅広く、より多くのというような表現が良いのではないのでしょうか。

○E委員：

意識調査の規模は、毎回同じような規模なののでしょうか。実施する時によって、縮小したりすることはあるのでしょうか。

○事務局：

毎回、同じサンプル数で実施しております。

○和田会長：

回収率が低かったとか、そういうのはいかがですか。

○事務局：

直近の2回で見ますと、意識調査は5割を少し下回っているところから、少し上回るようにはなっています。今まで固定化とか、伸び悩みというような表現をしてきた部分は、アンケートなどは一定程度得られているのですが、こういう審議会への応募ですとか、市民説明会への参加ですとか、実際に足を運んでいただくようなものが若干伸び悩んでいるという状況です。先程、委員の方からご指摘がありましたけれども、確かに門戸はたくさんあって、いろんな審議会に、いろんな形で参加していただく場はあるのですが、延べ人数で増えるということと、実人数で増えているかどうかということがあり、その点を固定化という表現で表しておりました。

また、新たな市民参加手法をなぜ取入れるのかという説明の中で、現状での手法では限界があるということについて、そのような表現を使って説明してきているということもあります。これからの10年に向かってどうするのか、その土台となる最初の策定方針になるわけですので、会長からもご指摘いただいた通り、一定の取組をやってきたけれども、更に、より一層に、というような文面の工夫をするべきなのかなと感じました。

○和田会長：

他に何かございますか。

○D委員：

基本構想に即して作られる個別計画の策定義務がなくなったというのは何か意味があるのでしょうか。個別計画をわざわざなくすことはどういうことなのでしょう。

○事務局：

先ほども申し上げましたが、地方自治法において基本構想に則して策定するという条文がありました。地方自治法では基本構想そのものの策定義務は無くなったということ

で、そうすると、個別計画ではその基本構想に即することはできなくなります。ですが、市として個別計画を策定する義務がなくなったというものではありません。

○D委員：

そういう策定義務を無くすのは、なぜなのでしょう。わざわざ無くす意味は何だったのか気になります。これまでは策定義務を課しておきながら、今度はある程度、行政の自由な幅で作りなさいというような方向にしたのでしょうか。

○事務局：

作らなくて良いということではなく、国から命令するのではなく、市町村が自由度の範囲で、策定していくということで、我々も工夫していけるということです。裁量権というか、自由度が高まったということだと思います。

○和田会長：

そうすると、誤解を招くこともあるのではないのでしょうか。

○B委員：

廃止になったけど、必要なのでつくりますということだと思います。

○J委員：

最初の趣旨の中に、「改めて西東京市の将来のまちづくりを考えたとき、…」の後に、「その実現に向けた取組として、市民参加と協働を積極的に進めることが、重要となると考えられます。」とあり、市民参加と協働の事が書かれています。強調されているわけですから、4の新たな市民参加手法と意向の反映のところにも同じように積極的なことを書いてはどうかと思います。

○事務局：

検討させていただきます。

○F委員：

地方分権という中で、自治体が自らの判断と責任において、法律が無くても責任をもって自治をやっていくということなのだと思います。法改正で、更に自主的かつ主体的に作らなければならない、より厳さが増すのではないのでしょうか。

○H委員：

策定義務がなくなるということは、策定したら都や国に報告して、採点を受けるということなのでしょう。

○B委員：

本来、市や町は基本構想を策定して、自主的に運営していくことが望ましいわけですが、従来、国は地方自治法で報告義務を伴った形でやってきました。それを国は撤廃して、その代わりにそれぞれ自分で自己点検をし、自己評価をしていくということになりました。大学でも、良い大学にするには国から言われてやるのではなく、自主努力すべきですが、それが出来ない時には、これまでは国があれこれ口を出してきました。国からお達しがあつた方がずいぶんやりやすいと思っていた大学が多かったと思いますが、今は違います。自治体も同じように自分のことは自分で決める。というように変わってきているの

だと思います。私たち自身が私たちのまちの計画をたて、力強く進んでいくようになっていかなければいけないと思います。

○I委員：

最後の9番は概念が違います。書き方が悪いのではないのでしょうか。市はしっかりやっていくというような、市の自信に溢れたメッセージを書かれた方が良いと思うし、その方が理解しやすいのではないのでしょうか。また、4ページの4行目に個別計画との整合と出ています。9番の最後にも個別計画が出ていて、その整合性はどのようなのでしょうか。理解しづらいと思います。2ページ目の三角形が総合計画だとすれば、個別計画はこの横にあるということでしょうか。

○事務局：

横というより、下に個別計画がある形です。

○和田会長：

9番のところは、市民から見ると分かりにくいということでしょうか。

○事務局：

全体としては、総合計画はすべての分野を包括的にまとめるものですので、細かいところは個別計画に記すこととなります。個別計画が、総合計画と違う方向とならないように、矛盾しないようにという意味で書いているということです。行政内部で矛盾しないという意味で表現しておりますが、書き方は工夫できると思います。

○B委員：

趣旨のところに書かれているので、この部分は必要ないのではないのでしょうか。

○事務局：

事務局の考えとしましては、趣旨に書いてあるのは総合計画のそのものの策定義務はなくなっただけでも総合計画は作りますという内容でありまして、最後のところに書いてあるのは、総合計画と他の個別計画との整合性をとる義務もなくなっただけでも、その整合性もとっていきます。という意味ですので、必ずしも同じではございません。

○和田会長：

他にいかかでしょうか。

○E委員：

今回、法的根拠がなくなったということで、行政としてはこれから先、基本構想を策定する義務的な条例みたいなものを、制定する予定や構想はあるのでしょうか。

○事務局：

結論は出ておりませんが、基本的には必要なのではないかと考えております。

○和田会長：

他にはよろしいのでしょうか。様々なご意見が出ましたが、次回3月の審議会において、今回の議論を踏まえ、修正したものを提案していただきたいと思います。

○和田会長：

では、最後その他に移ります。事務局から何かあればお願いします。

○事務局：

お手元に、企業・団体ヒアリングの資料をお配りしています。これまでにいただいたご意見を踏まえて作成しております。実施スケジュールについて予定では、3月上旬から下旬にかけてと考えていますが、これから日程調整を行った上で決定させていただきます。委員の皆様にも、ご参加していただきたいと考えておりますので宜しくお願い致します。

○和田会長：

何か質問はありますか。

○D委員：

郵送していただいた時点から変更した部分について教えてください。

○事務局：

ヒアリングシートの変更点につきましては、内容自体の変更はございませんが、細かい部分で、アンケートの質問の表現を分かり易く修正しております。

なお、ヒアリング対象の企業・団体につきましては、前回のご意見を反映させていただき、消防団と中学校のPTA連絡会を追加いたしました。農業委員会については、ヒアリング団体の中に農業委員の方も含まれていることから、追加はしていません。

○和田会長：

他に何かありますか。

○事務局：

今後の西東京市総合計画策定審議会のスケジュールについて日程調整させていただきたいと思います。次回は、3月に審議会を開催させていただきたいと考えておりますが、市議会との関係もあり、大変恐縮ですが平日での開催は難しい状況と考えております。3月中旬の、3月17日（土曜日）を第1候補、第2候補として3月10日（土曜日）の午後を予定しておりますが、委員の皆様のご都合を確認させていただきたいと思います。

○E委員：

17日は予定が入っています。3月の時間調整は難しいです。事前に資料を配布していただければ、参加は出来ませんが、17日でも構いません。

○事務局：

E委員のご意見を尊重させていただき、次回の会議は3月17日（土曜日）午後3時からということをお願い致します。場所は今回と同じ場所となります。

○和田会長：

指摘事項等ございましたら、2月17日（金曜日）までに事務局まで連絡をよろしくお願いたします。では、これをもちまして第5回の審議会を終わります。

皆様お疲れ様でした。

（閉会）

